

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 974単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 948単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 900単位
- (四) 利用定員が81人以上 861単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 710単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 674単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 625単位
- (四) 利用定員が81人以上 595単位

(3) 療養介護サービス費(III)

- (一) 利用定員が40人以下 561単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 532単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 502単位
- (四) 利用定員が81人以上 481単位

(4) 療養介護サービス費(IV)

- (一) 利用定員が40人以下 452単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- (四) 利用定員が81人以上 366単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 452単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 416単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 385単位
- (四) 利用定員が81人以上 366単位

ロ 経過の療養介護サービス費

(1) 経過の療養介護サービス費(I)

6・7 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費（1日につき）

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 965単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 939単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 891単位
- (四) 利用定員が81人以上 853単位

(2) 療養介護サービス費(II)

- (一) 利用定員が40人以下 703単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 667単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 619単位
- (四) 利用定員が81人以上 589単位

(3) 療養介護サービス費(III)

- (一) 利用定員が40人以下 556単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 527単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 497単位
- (四) 利用定員が81人以上 475単位

(4) 療養介護サービス費(IV)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

(5) 療養介護サービス費(V)

- (一) 利用定員が40人以下 445単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 409単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 381単位
- (四) 利用定員が81人以上 361単位

ロ 経過の療養介護サービス費

(1) 経過の療養介護サービス費(I)

- (一) 利用定員が40人以下 915単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 911単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 882単位
- (四) 利用定員が81人以上 846単位

注1～9 (略)

10 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障

- (一) 利用定員が40人以下 902単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 902単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 873単位
- (四) 利用定員が81人以上 838単位

注1～9 (略)

(新設)

(新設)

10 指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第76条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

(新設)

2～4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。) を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)

5の2 集中的支援加算

1,000単位

注 別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。) を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業員が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1)・(2) (略)

(新設)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が5人以下

① 所要時間3時間未満の場合

(一) <u>区分6</u>	669単位
(二) <u>区分5</u>	500単位
(三) <u>区分4</u>	347単位
(四) <u>区分3</u>	310単位
(五) <u>区分2以下</u>	283単位

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ 1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から5までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から5までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ 生活介護サービス費

(1) 利用定員が20人以下

(一) <u>区分6</u>	1,288単位
(二) <u>区分5</u>	964単位
(三) <u>区分4</u>	669単位
(四) <u>区分3</u>	599単位
(五) <u>区分2以下</u>	546単位

(2) 利用定員が21人以上40人以下